監 発 第 ６ ４ 号
令和８年１１月１７日

酒田市長　　矢　口　明　子　様

酒田市監査委員　大　石　　薫
（公　印　省　略）

酒田市監査委員　田　中　　斉
（公　印　省　略）

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第１９９条第４項の規定により、下記のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第９項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第１４項の規定により通知くださるようお願いします。

記

１　監査対象及び監査の期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
農業委員会事務局	8 月 31 日	9 月 14 日～ 11 月 16 日	10 月 15 日

２　監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

３　監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

４　監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

農業委員会事務局

注意事項

【契約】

〇契約書に必要事項の記載不備があったもの

個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合は、酒田市個人情報の管理に関する規程第 36 条に定める事項を業務委託契約書に明記するか「個人情報の取扱いに関する特記事項」を契約書に添付する必要がある。しかし、令和 8 年度農業委員会総会議事録調製業務は個人情報を取り扱う業務にも関わらず、業務委託契約書に個人情報の取扱いに関する条項を定めていなかった。

今後は、酒田市個人情報の管理に関する規程第 36 条にのっとり適正な契約事務手続を行うこと。